

テーマ：労務派遣関連立法の簡明な分析と実務オペレーションの検討

セミナー背景

全国人民代表大会常務委員会の「『中華人民共和国労働契約法』の改正に関する決定」は、既に2013年7月1日から施行されています。改正案では直接的に労務派遣に言及しており、労務派遣の経営資質、被派遣労働者の同一業務同一報酬、労務派遣の適用範囲及び労務派遣に係る規定に違反した場合の法律責任等の内容について改正をしています。

2013年6月20日、人的資源及び社会保障部は、「労務派遣行政許可実施弁法」を發布し、かつ、7月1日からこれを施行し、労務派遣行政許可及び業種管理について規範化をしました。

2013年8月7日、人的資源及び社会保障部は、「労務派遣に係る若干の規定（意見募集稿）」を發布し、かつ、公開して意見を募集し、労務派遣の定義、適用職位、労働者使用比率、派遣労働者の労働契約、地区を跨ぐ労務派遣、関連する法律責任及び過渡期のオペレーション方法等の内容について全面的な規範化をすることを試みています。

労務派遣管理に関する国の法律の枠組みは、間もなくほぼ形作られます。

以上の法律及び規則に基づき、雇用単位は必然的に自らの労務派遣労働者使用モデルについて調整をすることとなり、その調整の方法には主に、戻す、維持する、直接雇用する、他の柔軟性のある雇用方式に変更する等が含まれます。企業の管理者が最新の法律法規を理解し、自社の労務派遣及び柔軟性のある雇用に係る戦略を遅滞なく効果的に調整するにあたっての助力を提供すべく、上海勤瑞律師事務所は、特別に第6回法務セミナーを開催し、労務派遣に関連する法律法規について簡易な分析をし、かつ、労務派遣と柔軟性のある雇用の法律実務問題について皆様と検討してまいります。

現在、第6回法務セミナーについてお申し込みを承っております。お忙しい時期とは存じますが、万障お繰り合わせの上、是非ご参加ください。

内容摘要

第一部分 労務派遣関連立法の簡明な分析

講師が鮮やかな図と簡易な事例を運用し、参加者に労務派遣関連法規の内容を速やかに理解・把握いただきます。

1. 労務派遣の判断標準

- 定義
- 実例
- 「真の派遣」と「偽のアウトソーシング」
- 除外事由

2. 労務派遣の経営資質及び前置許可

- 労務派遣経営の条件
- 労務派遣経営許可
- 子会社及び支社による労務派遣経営
- 過渡期の要求

3. 労務派遣の適用職位

- 臨時的
- 補助的
- 代替的

4. 労務派遣の労働者使用比率制限

- 比率の分子
- 比率の分母
- 比率制限
- 過渡期の処理

5. 労務派遣労働者の労働契約

- 労働契約締結
- 労働契約履行
- 労働契約解除

6. 地区を跨ぐ労務派遣

- 待遇標準
- 社会保険

7. 過渡期の処理

- 履行継続
- 制限解除

第二部分 労務派遣及び柔軟性のある雇用の実務オペレーションの検討

講師が実例を結び付けて参加者と実務経験を共有し、かつ、労務派遣及び柔軟性のある雇用の実務オペレーションについて戦略と提案を提出します。

1. 労務派遣について戻す場合の相応する対策

- 一方的に戻す＋一方的に解除する
- 三者協議により解除する
- 一方的に戻す＋労働関係を維持する

2. 労務派遣から直接雇用に変更する場合の相応する対策

- 経済補償を支払う＋勤務年数を打ち切る
- 経済補償を支払わない＋勤務年数を連続させる
- 労働契約締結回数を確認する

3. 労務派遣を維持する場合の相応する対策

- 補助的職位の区分確定に係る法的戦略
- 労務派遣労働者使用比率の調整
- 同一業務同一報酬のオペレーション実務
- 労務派遣会社の審査選択

4. 柔軟性のある雇用のモデル選択

- 標準労働関係
- 特殊労働関係
- 労務派遣
- 業務アウトソーシング
- 非全日制労働関係
- 労務関係

5. 業務アウトソーシングのオペレーション実務

- 請負業者の資質の判断
- 労働過程管理及び請負発注業務監督
- 社会保険と税務処理

6. 異地での労働者使用に係る法律実務

- 異地での労働者使用の主たるモデル
- グループ内従業員の企業を跨いだ移転
- 異地での労働者使用に係る労働標準
- 異地での労働者使用に係る社会保険
- 地区を跨ぐ労働紛争の管轄及び法律適用

講座信息

1. 時間: 2013年10月21日(星期一) 下午13:30~16:30 (13:00 開始入场)
2. 会场: 上海勤瑞律師事務所
地址: 上海市浦東南路528号上海証券大厦南楼2003室
电话: 021-6881-8066 (总机)
3. 主办方: 上海勤瑞律師事務所
4. 合作方: 日本加施德律師事務所駐上海代表处、加施德咨询(上海)有限公司
5. 参加费: 免费
6. 人数: 15人(预先申請制, 按照申請的先后顺序安排。超过人数的, 将分两次举办讲座。)
7. 语言: 中文
8. 讲师: 李淑芹(上海勤瑞律師事務所主任/律師、加施德咨询(上海)有限公司法律顧問)

黄俊(上海勤瑞律師事務所律師)

申請方法

发送ファクシミリ申請（请用本页分隔线下格式ファクシミリ）

※恕不接受个别邮件、電話申請。

咨 詢：上海勤瑞律師事務所
電 話：021-6881-8066（总机）
联系人：陈丽娟（分机124）、林芸（分机102）

【勤瑞法务系列讲座】 第6期 参加申請書

FAX：021-6881-8068

请记载如下全部项目后发送ファクシミリ。

公司名称：_____

参加者氏名：_____ 所属部門・職務_____

E-mail: _____

联系電話：_____ ファクシミリ：_____

联系住所（邮编_____）：_____

※申請受理后我们将向上表登記的 E-mail 住所发送受理通知及听课邀请。
如发件三日后仍没有回复的，烦请与上述联系人沟通。

【有关个人信息的使用】

参加申請書上记载的个人信息仅用于如下目的，绝不擅自向第三者公開：①本讲座関連
联络事項；②上海勤瑞律師事務所召开的讲座・计划等各種信息的介绍。